

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめは、どの児童にも起こり得るものであり、深刻な人権侵害である。いじめは、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、素鷺小学校では、すべての児童がいじめを許さず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、全教職員が「いじめは人間として絶対に許されない」という共通認識をもって取り組む。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること、そして、全ての児童が心豊かにはぐくまれ、個性や創造性に富み、夢をもって成長できることを目指して、いじめの防止等のための対策を行う。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域、家庭その他の関係者の連携の下、いじめを許さない環境づくりを目指す。

心を育む連絡会【いじめ防止対策委員会】

【校内】

管理職、教務主任、生徒指導主事
学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭

【家庭地域等】

学校づくり
推進協議会

【外部専門家】

支援センター
弁護士
所轄警察署等
スクール
カウンセラー

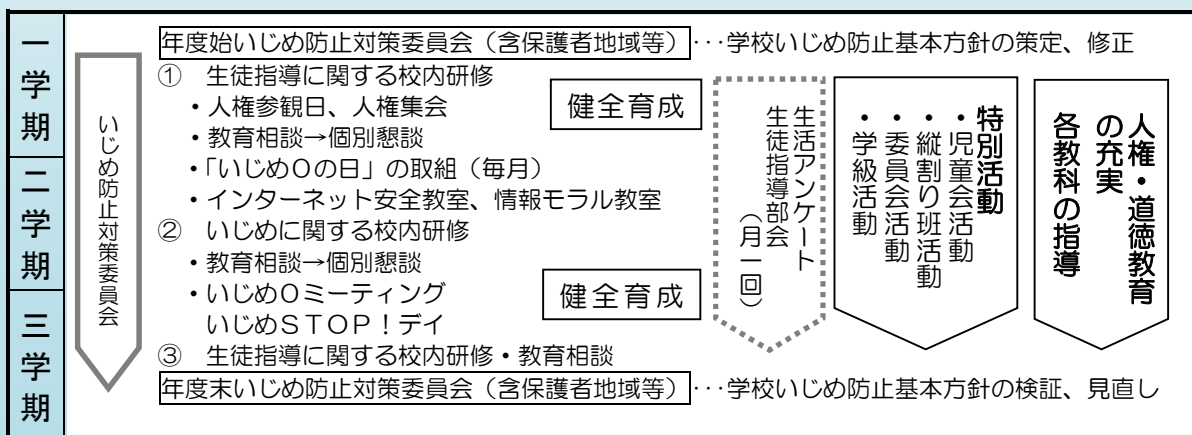
【関係機関】

市教育委員会
市教育支援センター
市こども相談課
県福祉総合支援センター
警察
医療機関
法務局

【いじめ防止】

- ① いじめの重大性を全教職員で認識し、管理職のリーダーシップの下、生徒指導主事などを中心として、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、全教職員が協働的な指導・相談できる体制を確立する。
- ② 積極的に校内研修を実施し、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図る。また、中核市研修（生徒指導）、生徒指導連絡協議会への参加等を通して、対応力や指導力の向上を図る。
- ③ 人権教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導に努める。各教科の年間指導計画に、児童の発達段階や社会情勢（感染症等）を踏まえて、いじめの防止の視点を盛り込む。
- ④ 道徳教育の充実を図り、他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育成する。
- ⑤ 互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりすることのできる学級経営の充実を図る。
- ⑥ 委員会活動や児童会活動において、いじめに関する問題を取り上げるなど、児童が主体的に考える活動を計画する。また、松山市内小中学生による「子どもから広がるいじめ0ミーティング」や「いじめSTOP! デイ」に積極的に参加し、他校との交流を図りながら児童自らが主体的に自校のいじめ問題に取り組み、啓発していく姿勢を養う。
- ⑦ より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、家庭やPTA、地域の関係団体とともにいじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの防止に向けた地域ぐるみの対策を推進する。
- ⑧ 年度始めには、いじめ問題に対する学校の基本方針を明らかにし、HP等を通して保護者や地域の理解を得る。
- ⑨ 毎月の生徒指導部会において、いじめの認知件数、状況や対応について共通理解し、組織的に対応することで、早期解消を図る。また、情報の引継ぎが確実に行われるよう留意する。

【いじめ防止対策年間計画】



【早期発見】

- ① 児童の些細な変化に気付いた場合、いつでも情報を共有・蓄積できる工夫をする。（学年会、生徒指導部会、職員会議の有効活用）
- ② 毎月、毎学期、いじめに関するアンケートを実施するとともに、個別面接、日記の活用等、きめ細かな実態把握に努める。
- ③ 教育相談を実施し、児童の悩みを積極的に受け止めることができる相談体制を整備する。また、必要に応じて、養護教諭やスクールカウンセラーなどの専門家の活用を図り、体制を充実させる。
- ④ 「いじめ実態把握専用メール」の運用
周囲の目を気にして教師に直接相談を持ちかけられない子どもやいじめを発見した第三者からの通報などを通して、いじめに関する情報を積極的に幅広く把握し、早期発見・早期解決を図る。
- ⑤ 相談機関等の周知
学校以外の相談窓口（松山市こども家庭センターこども相談課等）について周知し、必要に応じて活用できる体制を整える。

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む

- ① いじめへの初期対応（発見・相談を受けた場合）
いじめと疑われる行為を発見した際には、その場でその行為を直ちに止めさせる。児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの兆候がある場合には、早い段階からの確に関わりをもつことが必要である。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- ② 組織的な対応
教職員は、一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。
- ③ いじめられた児童とその保護者への支援
いじめに係る相談を受けた場合には、事実関係について丁寧に聴き取りを行う。いじめられた児童のニーズをしっかりと把握し、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、正確な情報を適切なタイミングで保護者へ伝え、今後の対応について情報を共有する。
- ④ いじめた児童への指導とその保護者への助言
いじめの事実が確認された場合には、直ちにいじめを止めさせ、学校はその再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて教育委員会と連携し、保護者の理解を得た上で特別の指導計画（出席停止も含めた上で立てる）他、警察等との連携を含め毅然とした対応を行う。
- ⑤ いじめの事実調査
毎月の生活アンケートや個別面談を実施し、その結果から聞き取り調査の絞り込みを行う。
- ⑥ 集団への働きかけと継続的な指導
「観衆」「傍観者」に対して、自分の問題として捉えさせるように教育活動全体を通じて指導する。集団に対していじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ⑦ ネット上でのいじめへの対応
不適切な書き込み等については、所轄警察署に連絡するとともに、直ちに削除をする措置をとる。SNSによるトラブルを未然に防止できるよう、児童への指導の機会を適切に設ける。また、SNS等の使用に関して保護者への啓発を積極的に行う。
- ⑧ 警察との連携
いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に相談し適切に援助を求める。
- ⑨ 重大事態への対処
学校はいじめの重大事態であると判断した場合、上記①～⑧の対応をするとともに教育委員会に報告の上、学校の下に組織を設け、調査を行う。その調査を行ったときは、当該調査に係わるいじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係やその他必要な情報を提供する。

【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	○お子様の立場に立って真剣に話を聞き、子どもの寂しさやストレスに気付きましょう。 ○お子様の様子が変だと思ったら迷わず学校へ相談し、協力して同一歩調で解決に取り組みしましょう。 ○けがや金品などの被害にあったら、学校や警察などの諸機関に相談しましょう。 ○お子様が「いじめる側」にならないよう話をして聞かせましょう。 ○携帯電話やSNSの使い方のきまりやモラルについて話し合しましょう。
地域に求めること	○地域の子どもたちを温かく見守り、子どもたちに声をかけてください。 ○いじめやしてはいけない行為を発見したら、注意し、家庭や学校に連絡してください。 ○地域や学校の行事に積極的に参加してください。 ○子どもたちは、「地域の宝」です。地域が子どもにとっての安らぎの場となるようご協力ください。